■陶隣保館　使用料改定一覧

番号	条例名	種別	使用料等の名称・区分	規定箇所	R9.3.31まで（円）	R9.4.1以降（円）
279	山口市隣保館設置及び管理条例	使用料	和室_午前 8 時 30 分から午後 1 時まで	別表第 2（第 14 条関係）	220	260
280	山口市隣保館設置及び管理条例	空調代（冷暖房）	和室_午前 8 時 30 分から午後 1 時まで	別表第 2（第 14 条関係）	560	670
281	山口市隣保館設置及び管理条例	使用料	和室_午後 1 時から午後 5 時まで	別表第 2（第 14 条関係）	190	230
282	山口市隣保館設置及び管理条例	空調代（冷暖房）	和室_午後 1 時から午後 5 時まで	別表第 2（第 14 条関係）	500	600
283	山口市隣保館設置及び管理条例	使用料	和室_午後 5 時から午後 10 時まで	別表第 2（第 14 条関係）	240	290
284	山口市隣保館設置及び管理条例	空調代（冷暖房）	和室_午後 5 時から午後 10 時まで	別表第 2（第 14 条関係）	630	760
285	山口市隣保館設置及び管理条例	使用料	会議室_午前 8 時 30 分から午後 1 時まで	別表第 2（第 14 条関係）	220	260
286	山口市隣保館設置及び管理条例	空調代（冷暖房）	会議室_午前 8 時 30 分から午後 1 時まで	別表第 2（第 14 条関係）	560	670
287	山口市隣保館設置及び管理条例	使用料	会議室_午後 1 時から午後 5 時まで	別表第 2（第 14 条関係）	190	230
288	山口市隣保館設置及び管理条例	空調代（冷暖房）	会議室_午後 1 時から午後 5 時まで	別表第 2（第 14 条関係）	500	600

■陶隣保館　使用料改定一覧

番号	条例名	種別	使用料等の名称・区分	規定箇所	R9.3.31まで（円）	R9.4.1以降（円）
289	山口市隣保館設置及び管理条例	使用料	会議室_午後 5 時から午後 10 時まで	別表第 2（第 14 条関係）	240	290
290	山口市隣保館設置及び管理条例	空調代（冷暖房）	会議室_午後 5 時から午後 10 時まで	別表第 2（第 14 条関係）	630	760
291	山口市隣保館設置及び管理条例	使用料	料理講習室_午前 8 時 30 分から午後 1 時まで	別表第 2（第 14 条関係）	220	260
292	山口市隣保館設置及び管理条例	空調代（冷暖房）	料理講習室_午前 8 時 30 分から午後 1 時まで	別表第 2（第 14 条関係）	560	670
293	山口市隣保館設置及び管理条例	使用料	料理講習室_午後 1 時から午後 5 時まで	別表第 2（第 14 条関係）	190	230
294	山口市隣保館設置及び管理条例	空調代（冷暖房）	料理講習室_午後 1 時から午後 5 時まで	別表第 2（第 14 条関係）	500	600
295	山口市隣保館設置及び管理条例	使用料	料理講習室_午後 5 時から午後 10 時まで	別表第 2（第 14 条関係）	240	290
296	山口市隣保館設置及び管理条例	空調代（冷暖房）	料理講習室_午後 5 時から午後 10 時まで	別表第 2（第 14 条関係）	630	760
297	山口市隣保館設置及び管理条例	使用料	学習室_午前 8 時 30 分から午後 1 時まで	別表第 2（第 14 条関係）	220	260
298	山口市隣保館設置及び管理条例	空調代（冷暖房）	学習室_午前 8 時 30 分から午後 1 時まで	別表第 2（第 14 条関係）	560	670

■陶隣保館　使用料改定一覧

番号	条例名	種別	使用料等の名称・区分	規定箇所	R9.3.31まで（円）	R9.4.1以降（円）
299	山口市隣保館設置及び管理条例	使用料	学習室_午後 1 時から午後 5 時まで	別表第 2（第 14 条関係）	190	230
300	山口市隣保館設置及び管理条例	空調代（冷暖房）	学習室_午後 1 時から午後 5 時まで	別表第 2（第 14 条関係）	500	600
301	山口市隣保館設置及び管理条例	使用料	学習室_午後 5 時から午後 10 時まで	別表第 2（第 14 条関係）	240	290
302	山口市隣保館設置及び管理条例	空調代（冷暖房）	学習室_午後 5 時から午後 10 時まで	別表第 2（第 14 条関係）	630	760
303	山口市隣保館設置及び管理条例	使用料	集会室_午前 8 時 30 分から午後 1 時まで	別表第 2（第 14 条関係）	650	780
304	山口市隣保館設置及び管理条例	空調代（冷暖房）	集会室_午前 8 時 30 分から午後 1 時まで	別表第 2（第 14 条関係）	1,660	1,990
305	山口市隣保館設置及び管理条例	使用料	集会室_午後 1 時から午後 5 時まで	別表第 2（第 14 条関係）	580	700
306	山口市隣保館設置及び管理条例	空調代（冷暖房）	集会室_午後 1 時から午後 5 時まで	別表第 2（第 14 条関係）	1,480	1,780
307	山口市隣保館設置及び管理条例	使用料	集会室_午後 5 時から午後 10 時まで	別表第 2（第 14 条関係）	730	880
308	山口市隣保館設置及び管理条例	空調代（冷暖房）	集会室_午後 5 時から午後 10 時まで	別表第 2（第 14 条関係）	1,850	2,220